

火災共済ニュース No.1

令和2年4月発行
山形県火災共済協同組合
9 9 0 - 8 5 8 0
山形県山形市城南町1-1-1
霞城セントラル 13階
TEL : 023-647-2380

『新制度・制度改定』のお知らせ号！

いつ起こるかわからない地震に備えて…

『地震危険補償特約』

火災



地震により火災が
発生し家が焼失した

地震



地震により
家が倒壊した

津波



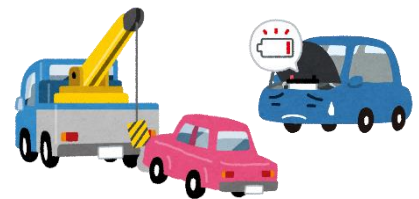
津波により
家が流された

自動車総合共済MAP改定

(令和2年4月1日以降始期)

①ロードアシスタンス改定

すべての契約が対象に！
レッカーけん引費用、応急処置費用合計
15万円までご利用いただけます。



②新しい特約、割引が増えました。

車両新価特約やASV割引などの特約や
割引が追加され、より充実した内容な
りました。



重要! 火災共済からのお知らせ

地震危険補償特約を発売します！

昨年度は山形県内で観測史上初めての震度 6 以上の揺れを観測した山形県沖地震が発生し、鶴岡市を中心に大きな被害が出るなど、地震による災害がより身近に感じられるようになりました。

そこで当組合では、さらなる自然災害へのリスクに備えるための商品として、お客様のニーズに応えるべく、新たに地震危険補償特約を発売することになりました。



加入対象は？

当組合の普通火災共済・総合火災共済・新総合火災共済にご加入の、昭和 56 年 6 月以降に建築された『建物』が対象となります。住宅に限らず店舗・事務所・工場などの建物にも付帯可能です。

(※家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等の動産は対象外)

地震共済金額は、主契約の 30~50% の範囲で 1,000 万円を限度に設定できます。



共済金の支払い方法は？

地震危険補償特約では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物に半壊以上の損害が生じた場合、実際の修理費ではなく、程度に応じて共済金がお支払いされます。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合	焼失または流失した床面積	
全壊	建物の時価の 50% 以上	建物の延床面積の 70% 以上	地震共済金額×100% (時価が限度)
大規模半壊	建物の時価の 40% 以上 50% 未満	建物の延床面積の 50% 以上 70% 未満	地震共済金額×60% (時価の 60% 限度)
半壊	建物の時価の 20% 以上 40% 未満	建物の延床面積の 20% 以上 50% 未満	地震共済金額×30% (時価の 30% 限度)



損害の程度ごとの地震共済金については以下の表をご参照ください。

火災共済(保険)では建物の火災による損害は補償しておりますが、地震による火災や倒壊は補償されません。地震危険補償特約は地震への備えとなり、被災後の当面の生活や事業継続を支える共済です。この機会に当組合の火災共済をぜひご検討下さい！

自動車総合共済 MAP の改定を行いました

自動車総合共済契約において、ロードサービスの内容が改定され、今まで以上に手厚いサービスとなりました。

その他新たな割引制度等、契約者様の利便性を考えた改定を行いました。内容については次項をご参照ください。

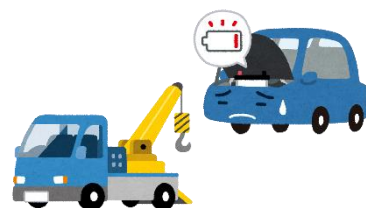


ロードアシスタンス特約を新設しました！

事故や故障などにより走行不能なった場合に生じた応急処置費用や運搬費用を補償するロードアシスタンス特約が新設されました。

令和2年4月1日以降共済契約始期の全てにおいてご利用でき、従来のロードサービスと比べて補償内容も大幅に充実しました。

以下の表が改定前と改定後の比較となります。



新しい自動車共済のロードサービスの内容		改定前
①	すべてのご契約が対象 ご契約内容にかかわらず、すべてのご契約でご利用いただけます。	人身傷害または車両共済の加入が必要、かつ用途車種に制限がありました。
②	レッカーけん引費用、応急処置費用合計で15万円限度 ご契約のお車が走行不能となった場合に、レッカーけん引費用 [※] 、応急処置費用合計で1事故につき最大15万円までご利用いただけます。 ※15万円に相当するレッカーけん引の目安は、普通乗用車の場合、大手会員制ロードサービス業者における約170kmとなります。(ロードサービス業者、車種により異なる場合があります。)	レッカーけん引 50km 限度
③	燃料切れ時の給油サービス ご自宅駐車場以外の場所での燃料切れについて、1共済期間中1回に限り、ガソリンを最大10ℓお届けします。(ガソリン代無料)	ガソリン代は 有料
④	スタック時引き出しサービス 積雪、凍結路において、スタック等により走行困難な状態となった場合に、救援措置を行います。 (注)雪道用スタッドレスタイヤまたはタイヤチェーンを装着している場合に限りです。	ロードサービスの 対象外
⑤	JAF 会員さまの場合の優遇サービス ・燃料切れ時の給油サービスが共済期間中2回利用可能となります。 ・応急処置による、部品代や消耗品代を最大7,000円まで当金が負担します。	レッカーけん引を 15km 延長

(注)③燃料切れ時の給油サービス、④スタック時引き出しサービス、⑤JAF 会員さま優遇サービスは、ロードサービス専用コールセンターに、事前にご連絡いただいた場合に限りご利用可能となります。

左記特約を利用した場合でも事故件数に含まれないため、翌年の等級や割引率や掛金に影響ございません。お客様により一層の安心をご提供できる改定となっております。

また、特約を更に充実させる2つのオプションを御用意いたしました。

①ロードアシスタンス超過費用特約(※オプション)

応急処置や運搬費用が高額となる大型車を対象に上記特約と合計で1事故100万円限度に補償。

②ロードアシスタンス代車等諸費用特約(※オプション)

事故・故障・トラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合に臨時で生じる「代車費用」「宿泊費用」「移動費用」「引取費用」を補償。

車両共済に関する特約を新設しました！

①車両新価特約(※満期日の属する月が初度登録年月の翌月から起算して61か月以内の車両共済に付帯可能)

ご契約のお車が全損または新車価格相当額の50%となり、お車を買替または修理した場合、新車共済金額を限度に共済金をお支払いします。

②車両超過修理費用特約(※満期日の属する月が初度登録年月の翌月から起算して25か月超の車両共済に付帯可能)

事故によりご契約のお車に損害が発生し、修理費が車両共済金額を超過する場合、50万円を限度に共済金をお支払いします。

割引制度を追加しました

①ASV 割引(9%)

自家用普通・小型乗用車、自家用軽四輪乗用車の3つにおいて、AEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備しており、始期日が割引適用終了日以前であれば割引の付帯ができます。

(※その型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日)

②フリート多数割引の改定

フリート多数割引の割引率が「5%」から「7%」に拡大しました。



交通安全講習会を実施させていただきました！

当組合ではご契約者様の交通事故ゼロを目指し、その一環として交通安全講習会を行っております。

令和2年2月19日に社会福祉法人すぎな会様にて、交通安全講習会を実施いたしました。DVDを用いた講義から、当組合事故担当職員によるドライブレコーダーの映像を用いた実践的な危険予測講義や、それを基にしたグループディスカッションなどを行い、参加していただいた方々には大変ご好評をいただくことができました。

交通安全講習会をご希望の際にはお気軽に当組合までお問い合わせください。



車椅子を寄贈させていただきました！



令和2年2月17日に社会福祉法人平田厚生会様へ車椅子の寄贈をさせていただきました。

当組合では今後も地域福祉に貢献した活動を、自動車総合共済をはじめとする共済事業を通じて行ってまいります。

山形県火災共済取扱商品一覧

①火災共済 (NEW 地震危険補償特約)

建物や建物内収容物を火災や自然災害等の損害をお支払いします。

②自動車総合共済MAP (NEW)

自動車事故に係る経済的損失からお客様をお守りします。

③まごころ共済(自動車事故費用共済)

任意共済では難しい誠意部分をカバー。円満解決へお役に立ちます。

④医療・傷害総合保障共済

予期せぬ病気やケガで必要になる経済的負担を軽減します。

⑤休業対応応援共済

火災、台風、地震等で休業した際の事業継続を応援します。

⑥地震危険補償共済

地震による火災、損壊、水災を実損害で補償します。



お見積りに際して、ご加入中の保険証券をご用意いただければ、同条件にてお見積りいたします。

また、上記以外の商品につきましてもご案内の出来るものがございます。

是非、この機会に見直し等ご検討いただければと思います。

山形県火災共済協同組合

TEL : 023-647-2380

山形県山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 13 階

FAX : 023-647-2382

